

要保存

児童数配付

横浜市立寺尾小学校
 学校長 北村 高則

【参考】 令和5年度版 災害時の緊急対応について

	災害等の状況	状況	学校の対応	家庭(保護者)の対応
1 豪雨・台風による風水害および豪雪	午前6時現在 ● 「特別警報」 ● 「暴風警報」 ● 「暴風雪警報」 ● 「大雪警報」 ● 「降灰予報」 横浜市内に発令継続中 または、市内鉄道会社 全社 (JR線、東急線、みなとみらい線、京急線、相鉄線、市営地下鉄線、横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合	登校前	メール配信なし 臨時休校	テレビ、ラジオ、インターネット等で確認 児童は 登校させない
	午前6時現在 ● 暴風警報を伴わない 「大雨警報」「洪水警報」 横浜市内に発令継続中		原則 通常授業 特別な連絡が必要な場合のみ メール配信あり (特別な連絡例) ● 登校時刻の変更 ● 給食のカット ● 校長判断による休校	学校から連絡がない場合には、地域や通学路の状況から保護者の判断で、①～③を選択。 ① 通常通り登校 ② 登校時刻を遅らせる ③ 欠席 ②・③の場合は必ず学校へ連絡 ⇒遅刻・欠席扱いにならない
	● 「特別警報」 ● 「暴風警報」 ● 「暴風雪警報」 ● 「大雪警報」 ● 「降灰予報」 発令	学校にいるとき	特別な連絡が必要な場合のみ メール配信あり 《特別な連絡例》 ① 下校時刻を繰上げ ② 方面別一斉下校 ③ 留め置き	①メールを受け、途中までお迎え(お迎えがなくても下校)又は、帰宅後の児童の安全確認。 ②学校にて 引き取り (「緊急災害時の児童引き取りについて」に従ってください)
	● 暴風警報を伴わない 「大雨警報」「洪水警報」発令		①メールを受け、途中までお迎え(お迎えがなくても下校)又は、帰宅後の児童の安全確認。 ②学校にて 引き取り (「緊急災害時の児童引き取りについて」に従ってください)	
2 事件・事故が発生	事件・事故が発生した場合	登校時	上記1-(2)に準ずる	上記1-(2)に準ずる
学校にいるとき		校長の判断で下校時刻を繰上げ ① 方面別一斉下校 ② 留め置き メール配信あり	①メールを受け、途中までお迎え(お迎えがなくても下校)又は、帰宅後の児童の安全確認。 ②学校にて 引き取り (「緊急災害時の児童引き取りについて」に従ってください)	
3 大規模地震発災および警戒宣言発令	震度 5強 以上の大規模地震発生 または 警戒宣言発令 ※ 震度5強にならない地震においても、被害が大きい場合も含む。 ※ 横浜市内のいずれかの地域で震度5強となった場合にはこの対応をする。 ※ 建物等の被害の程度により、メール配信等の対応ができない場合もあります。	休日、早朝、夜間などで学校以外にいるとき	臨時休校 メール配信なし 学校再開について メール配信あり	テレビ・ラジオ・インターネット等で確認 児童は 登校させない 避難所になっているなど、状況を確認してから学校を再開します。登校に関する情報をメール配信します。
		学校にいるとき	学校に 留め置き メール配信なし	学校にて 引き取り 緊急災害時の児童保護についてのお願「保護者引取り」に従ってください